

第13回 まちづくり常任委員会会議録

令和5年12月5日(火)
委員会議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時33分)
- 2 調査事項
 - (1) 総務企画課所管
 - ① 幌延深地層研究計画について
 - (2) 住民生活課所管
 - ① 物価高騰重点支援交付金事業について
 - (3) 産業建設課所管
 - ① 上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画について
 - ② 町道3条仲通線下水道管路改修工事について
 - (4) 教育委員会所管
 - ① 小中一貫教育の進捗状況について
 - ② 幌延町立学校の長期休業期間の改正について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(13時57分)

○出席委員(8名)

委員長	高橋秀之
副委員長	高橋秀明
委員	佐藤忠志
委員	深澤博幸
委員	植村敦
委員	無量谷隆
委員	齋賀弘孝
委員	西澤裕之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	青木順一
総務企画課長	早坂敦
住民生活課長	村上貴紀
産業建設課長	角山隆一
教育次長	伊藤一男
総務企画課長補佐	梶淳
住民生活課長補佐	伊藤崇
産業建設課長補佐	新野貞治

産業建設課上下水道係長 宮 下 勇 人
産業建設課上水道主査 鎌 田 和 巳
産業建設課上下水道係主任 植 村 瞭 平

○議会事務局出席者

事 務 局 長 岡 田 英 樹
事 務 局 次 長 藤 田 秀 紀
主 任 横 山 薫

高橋秀之委員長

本日の出席委員は8名です。

定足数に、達しておりますので、ただいまより、第13回まちづくり常任委員会を開会します。

始めに、町長より御挨拶をお願いいたします。

野々村町長

改めて、おはようございます。

第13回のまちづくり常任委員会に参集をいただきありがとうございます。

本日は6件の案件となっております。それぞれ説明をさせますので、よろしく御審議のほど、いただければと思います。以上、よろしくをお願いいたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございます。

それでは、調査事項に入ります。

調査事項(1)総務企画課所管、幌延深地層研究計画についての説明をお願いします。

これより質疑を行います。質問のある方は、挙手の上、指名を受けてからマイクのスイッチを押してから、発言してください。

それでは、説明をお願いします。

梶総務企画課長補佐

それでは私から、今年度3回にわたり開催いたしました幌延深地層研究の確認会議での確認結果を中心に、幌延深地層研究計画の状況について、御説明いたします。

資料につきましては、全部で2種類お配りしていますが、1枚目の幌延深地層研究計画令和4年度調査研究成果報告及び令和5年度調査研究計画に係る調査結果について及びホチキス留めの確認会議で確認できた主な内容の2種類計3枚により説明いたします。

それでは1枚目を御覧ください。

今年度の確認会議につきましては、幌延町における深地層の研究に関する協定書に基づき、研究の履行状況を確認することを目的に令和4年度研究成果及び令和5年度研究計画に加え、地下施設の施設整備工程の更新について原子力機構から説明を受け、北海道、幌延町、専門有識者からの質疑、また、道民から募集した質問について確認を進めました。

会議は、4月25日、5月30日、9月28日の計3回開催し、9月の第3回目の会議において確認を終え、確認できた内容について、10月2日付け確認会議座長からの文書により町へ報告を受けております。

この報告を踏まえ、町は、10月4日付け文書により令和4年度研究成果及び令和5年度研究計画について、三者協定に則り、研究が進められていることを確認した旨を原子力機構理事長へ通知しています。

次に、確認会議で確認できた主な内容について、御説明いたします。

ホチキス止めの資料を御覧ください。

始めに確認事項1研究成果及び研究計画についてですが、令和4年度研究成果及び令和5年度の研究計画につきましては、共に研究の積み残しや遅れなく進捗していること。

研究工程につきましては、地殻変動による人工バリアへの影響・回復挙動試験は、令和4年度までの研究で、この分野に関して、所期の目標を達成できたこと。今後は坑道スケールからピットスケールでの調査・設計・評価技術の体系化を実施する中で、これまで重要視していなかった現象や特性を考慮する必要が生じるといった情報の不足などがあった場合に、研究機関の範囲内において追加の試験や解析を実施すること。深度500mまでの掘削につきましては、坑道掘削工事は、令和5年度に着工し、まず350m調査坑道の拡張と深度500mへの掘削に向けた止水対策を行い、令和5年度は東立坑及び換気立坑の掘削を実施すること。令和5年8月9日付け地下施設の施設整備工程の更新についてに伴う深度500m調査坑道掘削工事の終了時期には変更はなく、令和7年度末までに全ての施設整備を完了する計画であり、研究計画への影響は生じないこと。こちらの整備工程の更新なんですけれども、当初、湧水抑制対策のため、先行ボーリング調査を実施いたしまして、その結果に基づき、施工方法の最適化を進めた結果、換気立坑をまず初めに掘削開始予定でしたけれども、東立坑から着手することとして立坑掘削の順序を入れ替えたもので、いずれにせよ、令和7年度末までに当初の予定どおり施設整備を完了する計画であります。

次に、工事の工程ですけれども、工事工程に裕度は付加されていないが、標準的な施工時間を積算し設定したものであること。地下施設の整備は、PFI事業により実施するが、機構においても工事監理を行うこととし、週間、月間、年度進捗などによる進捗管理を行っていくこと。掘削予定範囲の岩盤条件や想定される湧水の状況は、これまでに行った調査ボーリングなどの結果が設計に反映されており、工事の進捗に影響を及ぼすような硬い岩盤や地質性状などはないものと想定していること。実際の施工において西立坑や500m調査坑道の掘削前に先行ボーリング調査を行い、湧水やガスの状況を把握し、湧水抑制対策に反映することとしており、調査結果に応じて工事工程に変更が生じる場合があること。掘削工事の工法は削岩機を用いた機械掘削とすることとし、工事に必要な機材及び作業員数についても必要な量を確保していること。坑道掘削により発生する排水等は、これまでと同様に排水処理設備において排水基準以下に処理を行うなど、環境保全対策を実施すること。排水処理設備の能力については、深度500mの施設建設を想定した予測湧水量の算定結果に基づいて設定されており、今後、深度500mまでの掘削をした際にも十分な処理能力を有していること。各立坑を同時に掘削することも技術的には可能であるが、メタンガス発生時の作業員の避難など、安全面を考慮し、立坑の掘削は原則2か所までとしていることを確認いたしました。

次に、確認事項2幌延国際共同プロジェクトですが、開始時期につきましては、令和5年2月8日に協定が発効したこと。また、協定書に基本合意した全ての機関、原子力機構さんを除いて全部で11機関の署名を完了したこと。研究内容とスケジュールにつきましては、令和2年度以降の研究工程で示した関連する課題のスケジュールとなること。共同プロジェクトにおける各年度の研究内容は、令和2年度以降の研究工程で示した関連する課題の研究内容と同じになること。プロジェクトの進捗に伴い、令和2年度以降の研究工程で定める研究工程を前倒しして、共同プロジェクトの研究を行う場合、事前に研究工程の変更に係る説明が必要であること。NUMOの参加と公表についてですけれども、NU

MOについては、令和5年4月3日に協定書に署名し、参加したこと。共同プロジェクトの業務でセンターにNUMOが訪問する際には、機構の職員が必ず帯同し、共同プロジェクトを実行するための現場確認及び技術的な打合せの目的のみで深地層の研究所に立ち入ることを確認すること。共同プロジェクトに関し、活動状況のほか、NUMO等の参加機関が訪問した場合の対応状況については、幌延深地層研究センターのホームページで情報発信を行うとともに、確認会議や住民説明会などで公表することを確認いたしました。

最後に、確認事項3 情報公開・情報発信・理解促進ですが、掘削工事の進捗状況は、幌延深地層研究センターのホームページでの公開などにより積極的な情報公開を行うとともに、次年度以降の研究成果報告書への記載を行うほか、確認会議や住民説明会で、進捗状況を報告すること。各研究項目について、毎年研究成果報告書において、これらの成果が逐次得られていることやスケジュールに遅れが生じていないことを広く周知すること。研究内容に関し、道民から質問等が多く寄せられている事項については、より丁寧な説明を行う必要があること。ホームページについては、情報が整理され、一般の方でもわかりやすい説明の工夫をしているが、情報量が多いことから、今後も情報の受け手の分かりやすさに配慮したホームページの構成とする必要があることを確認いたしました。

これら確認会議での確認結果を受け、町といたしましても幌延深地層研究計画が三者協定にのっとり進められていることを確認したこと等につきましては、広報誌11月号で町民の皆様にはお知らせしております。また、深度500mまでの掘削工事についてですけれども、9月29日に東立坑の掘削が開始されたところですが、先週11月30日現在は395mまで掘削が進んでいることを機構さんのホームページで確認しております。

以上幌延深地層研究計画に係る説明とさせていただきます。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございます。

これより質疑を行います。質問のある方は、挙手の上、指名を受けてからマイクのスイッチを押してから発言してください。

それでは、ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

齋賀委員

確認会議で確認できた主な内容で、地下施設の整備は、PFI事業により実施するという説明があったんですけど、PFI事業の発注者は誰になるんですか。

梶総務企画課長補佐

はい、原子力機構の発注になります。

齋賀委員

はい、わかりました。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、幌延深地層研究計画についての件は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次の調査事項（２）住民生活課所管「物価高騰重点支援交付金事業について」の説明をお願いいたします。

村上住民生活課長

それでは、物価高騰に伴う、支援給付金につきましては、電気、ガス、食料品などの価格高騰による負担増により、特に、家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対する一世帯当たり３万円の支給につきましては、１２月末日を受付期限として、給付作業を進行中ですが、議員皆様も御承知のとおり、本年１１月２日の閣議において、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、住民税非課税世帯を対象に７万円を給付する方針が決定され、その裏づけとなる２０２３年度補正予算につきましても、先月２９日に可決されましたので、可能な限り、早い段階で支給開始できるよう、現在準備を進めております。

また、関係経費につきましては、１２月定例会において、予算案を提出させていただくことといたしましたので、その内容について説明をさせていただきたいと思っております。

説明につきましては住民生活担当の課長補佐からさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

伊藤住民生活課長補佐

それではまず初めに物価高騰重点支援給付金事業の概要について説明いたします。

対象者については、基準日である令和５年１２月１日において、幌延町に住民票がある世帯で、且つ、世帯全員の令和５年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、ただし、市町村民税均等割が課税されているものの、扶養親族等のみで構成される世帯を除きますとなります。

給付金額は１世帯当たり７万円で、給付方法は原則、銀行口座振り込みとなっております。基本的には現在行っております３万円の給付と同様ですが、対象者の基準日が６月１日から１２月１日に、給付金額が３万円から７万円に変わっております。

次に給付のスケジュールについてですが、年内に情報収集、予算要求、要綱の整備、住民情報の確認等を行いまして、１月に住民周知、対象者への確認書発送、受付開始、そして２月には給付を開始し、３月末までに完了できればと考えておりますが、給付金の趣旨等を考えますと、少しでも早く給付を行いたいので、３万円の給付時の情報をもとに、確認書を徴することなく、給付ができるものかシステム改修等も含め、検討していきたいと考えておりますので、若干、給付開始を早められる可能性もあります。

次に１２月定例会において提出させていただく補正予算案についてですが、内容といたしましては、給付金ですが７万円掛ける３５０世帯ってということで、２，４５０万円。あと印刷機のインクやコピー用紙等の事務用品費として４万６千円を考慮しております、あと確認書や支給通知書発送のための郵送料５万９千円、給付金の振込手数料３万８千円、システム改修費１７万３千円、事務費合計で３１万６千円、歳出合計で２，４８１万６千円となります。

歳入については、国の交付金を、歳出合計と同額としております。

あと最後に参考といたしまして、現在給付しております３万円の給付状況について、資料裏面に記載しておりますので御覧ください。１１月末現在で２７８名８３４万円を支給

しており支給率が90.3%となっております。以上で給付金事業の説明を終わります。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。ただいまの説明について、何か質問がありますか。

深澤委員

今、伊藤課長補佐からも説明があったとおり、交付事業の目的というのは、もう困窮してる人がいるということで、1日も早いつていうことを、1日じゃなくて、10日も20日も早い段階で支給していただきたいなということをお願いしたいと思います。

村上住民生活課長

確認書を取る形つていうか、課税状況等だけで確認できればいいんですけども、非課税世帯であっても、課税者に扶養されている方については、給付対象外ということもありまして、同一世帯でない、例えば、お子さんとか町外にいるお子さんとかに扶養をされている場合つていうところに関して、町では確認できない事項について、扶養されてませんつていう確認をした上で給付するということになってるので、その確認行為を前回の3万円給付のときの確認をもって、今回もそれを確認しましたつていうことができるかどうかつていうところの調査も含めて現在、作業確認中ですので、そういうところが、クリアできれば、3万円の給付時の状況で、1日でも10日でも早く給付できるかなというふうには思っておりますので、その辺は、少しでも早い給付をできるように、我々も努力していきたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

このシステム改修は誰がするのかまず1点。

2点目に3万円を辞退するつていう方は、いるかないか想定されているのか。

最後に、この作業、給付金事業は担当課何人で行うんですか。

伊藤住民生活課長補佐

まずシステムの改修なんですけど、うちの方の戸籍だとか給付金の3万円ときのシステムをうちで基幹系のシステムで委託しているH I Dさんでやっておりますので、その3万円のシステムを今回7万円の方に改修するつていうところで考えております。

あと、辞退の想定としては、今現在、先ほど申し上げたとおり3万円のやつも90%ぐらい出ていて、なおかつ、今持ってて、次の支払いというのも10件ぐらい持っているんで、大体20件ぐらい残っているくらいなんですよね。

ということは、その人たちつて辞退つていうことなのか、期限までにまた出そうとしていいのかちょっと分んないところではあるんですけど、3万円のやつで概ね90数%いくということなんで、そう考えると7万円も同じような感じで、期限がまだ来てないので、ひょっとしたら、100%に近いぐらい出てくるかもしれないですけど連絡とかで辞退かつて言われたことは今のところない状況にはなっています。想定としては、辞退があるという想定では、今のところはないです。

作業の人数といたしましては、係としては、主担当兼務含め3名程度いるんですけど、給付金の方は、チェックとかもありますので、2人でやりたいなと思っております。

齋賀委員

2人で確認しながらやるということだったんですけど、これまでの経験はあるんだろうけども、給付事業で何か特に、トラブルがないように何か注意してることはあるんですか。

伊藤住民生活課長補佐

注意してるものとしては、給付は間違いなく、遅れることなく、決まった日にちで、支払いしないとならないので。あと、基準日ですね、いつまでに確認して届いたやつは、いつ払うというのは間違いなく遅れないようにっていうのと、あとは、誤送付とかはあってはならないことなので、確認書を送るときは、間違いなく、確認しながら一枚ずつ送るように、チェックしてるというぐらいです。以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、物価高騰重点支援交付金事業の件は以上とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、調査事項(3)産業建設課所管「上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画について」の説明をお願いいたします。

角山産業建設課長

それでは、本日、産業建設課からの報告説明事項は、お配りした資料の3、4の2点となります。

1点目でございますけれども、令和8年度の供用開始を目途に、調整整備を進めております(3)になります上幌延開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画につきまして、農業用水道給排水管の布設の進捗状況、簡易水道への移行計画の概要、道営事業により整備された水道用施設の維持管理について御説明いたします。

2点目でございますけれども、今年度、2回の指名競争入札不調により、今年度の発注を断念し、令和6年度に繰延べて入札執行することを予定しております。(4)の町道3条伸通線下水道管路改修工事について、工事概要、経緯等について御説明いたします。これら2点についてお配りした資料をもとに、農業用水道の簡易水道移管計画につきましては、農業担当課長補佐の新野、町道3条伸通線下水道管路改修工事につきましては、上下水道係長の宮下から御説明いたしますどうぞよろしく御願いたします。

新野産業建設課長補佐

それでは、私から、上幌延開進地区及び問寒別地区の農業用水道の簡易水道移行計画について、御説明いたします。別紙資料の簡易水道移行計画案を御参考に御覧ください。

まず初めに、農業用水道給配水管路の工事の進捗状況について御説明いたします。

資料ですけども、横書きのA4の資料の表、中段から下の方、その下の道営事業の概要と町営事業の概要というところまでで、御説明させていただきたいと思います。

上幌延開進地区については、平成27年度から始まった道営事業により、上幌延浄水場の機械電気設備改修並びに、監視施設それから薬品注入施設が新設されました。

配水管路については、幹線支線合わせ4路線、総延長で1万478メートルが新設され、令和2年度に完了し道から譲与を受けております。

また、町では、道営事業により整備されない末端管路の整備を農業水路等長寿命化防災減災事業を活用して、令和2年度から5年度までに延長7,138メートルを整備しております。上幌延開進地区の給排水管路については、道営事業、町事業を合わせて、総延長1万7,616メートルの整備が完了いたしました。

今後、整備計画としては、令和6年度は、上幌延地区の濁水対策として、旧浄水場の解体工事を行い、令和7年度には配水池の増設工事を予定しております。加えて、元町の6戸を町の簡易水道事業、簡易水道へ切り替えるための調査設計と給水管布設工事を令和6年度から7年度に予定しております。上幌延開進地区に関する全工事については、令和7年度をもって完了する予定でございます。

次に、問寒別地区については、平成25年度から始まった道営事業で、取水施設、浄水施設、配水池、加圧ポンプ施設、遠方監視設備を整備・新設しております。

管路については、導水施設が1,430メートル、配水管路2万4,945メートルを整備し、令和4年度に完了し、今年度、道から譲与を受けております。

上幌延開進地区と同様に、末端管路については、令和3年度より農業用水路等長寿命化防災減災事業を活用し、整備を進めており、令和8年度までの完了を予定しております。今後の事業量を含め、町が整備する延長は1万7,400メートルを予定しております。

問寒別地区給排水管路については、道営事業・町事業を合わせて、総延長44万3,775メートルの整備となり、令和8年度をもって完了する予定となっております。

両地区の切替え工事については、令和8年4月の料金改定後、令和8年度から9年度にかけて、上幌延開進地区で35か所、問寒別地区で84か所の2地区合計119か所について順次実施してまいります。

次に簡易水道移行計画の概要について御説明いたします。

こちらは、資料の表、上段部分、二つで御説明させていただきたいと思っております。

それと進捗と今後の見込みについては、2ページ以降にA3の図面が載っておりますので、各地区それぞれ令和6年7年度、それから8年度までの工事予定の区間載せておりますので御参考にしてください。

それでは簡易水道移行計画の概要について御説明いたします。

農業用水道の簡易水道への移行に向けての計画概要につきましては、令和6年度に簡易水道使用料の営農料金について検討を進めてまいります。その検討に当たっては、第三者的知見を踏まえながらの料金の設定となるように、業務委託により、地域住民への聞き取り調査や水道使用状況の調査、周辺町村の使用料調査などを行い、営農料金の設定に必要な資料作成や料金案の作成を委託します。これらの資料を基に料金案を決定し、令和7年6月頃には、常任委員会にて議員の皆様へ御説明、御相談をさせていただきたいと考えております。その後、9月の定例議会におきまして、条例改正案を提出する予定で考えております。住民への説明周知期間として、10月以降各地区への説明や広報紙等による周知を予定しております。

令和8年4月1日より、簡易水道使用料を改定した後、水道の切替えが完了した箇所に

より、簡易水道への手続を行っていただき、簡易水道へと移行させていただきます。

最後に今後の施設の維持管理について御説明いたします。

簡易水道への移行後の維持管理につきましては、外部委託を基本といたします。簡易水道へ移行するまでの期間、令和6年から7年度までの維持管理についても外部委託により行うことを考えております。具体的には、上幌延地区については、現在、浄水場の管理は上幌延営農用水利用組合が行っているところですが、円滑に供用開始できるよう、業務の引継ぎのため、令和7年度から業務の一部を外部委託いたします。

また、問寒別地区については、新設されました上問寒浄水場や中間寒配水池などは、既存施設の利用組合の管理とは別になるため、供用開始するまで、定期的な施設内外の点検や薬品管理等を行う維持管理業務を外部委託したいと考えております。令和8年度から順次簡易水道へ切替えとなりますので、各利用組合と連携を図りながら円滑に移行できるよう進めてまいりたいと考えております。

今後の簡易水道事業への移行に係る進捗状況等につきましては、随時、本常任委員会にて御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私からの説明は以上となります。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

無量谷委員

令和8年度に外部委託するってということなんですけども、これは町が管理して、外部に委託するっていうか、今の組合方式でやってる組合に外部委託するのか、その辺の流れっていうか、その辺をもうちょっと詳しくお願いします。

鎌田上下水道主査

今の御質問にお答えします。

今管理組合に管理させてるものを町で全部一括管理という形になりまして、町が責任を持って外部発注をして、委託を考えております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

現存の浄水場施設として、もうかなり年数がたって、あちこち傷んできて、それを全て改修して、引き続いていくという形になるのか。最近見たら、ドアあたりさびてネズミが出入りできるようなぐらいボロボロになったりなんかしていたり、中の施設等も似たり寄ったりのところあるのかなと。それを全部改修して引継ぎになってくるのか。

そしてもう一つは、配水池、令和6年に旧施設を解体して、7年に増設になるんですけども、この間、1年のブランクがあるんですけども、どういう形でこれ進めていくのか、配水池がない形で1年間、直通でやるのか、そんなことあり得ないと思うんですけども、そこら辺、どんな考え方でやってくのかなと思ひましてお聞きします。

鎌田上下水道主査

今の御質問ですけど、建物自体も建ててから、まだ改修等はやってなっていないので、引

き継ぐときには、ちょっとまだ今の現状のまま引き継ぐ形にはなるかと思います。

今、そのうち、一応、全体の傷み具合を見ながら、簡易水道で直すような形になるかと思ひます。

次の質問の配水池の関係なんですけども、既存の配水池をそのまま使いながら、別の場所、旧浄水場、緩速ろ過の使っていない施設がありますので、その部分を令和6年度に解体しまして、解体した後に、増設の部分を造って、それと接続して、増設措置という形で、配水地を整備したいと考えております。以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

ちょっとお伺ひします。

さっきの外部委託の件だったんですけども、令和6年7年と施設の維持管理にも外部委託ありますよね。その部分までは、この道営事業の予算の中で見ることになるんですよ。改めて令和8年度から、この外部委託したものの費用というものは、水道を使用する個々の農家の方が外部委託した部分も、利用水道の利用料金の中に含まれてくるのかを確認したいのと、整備計画の図面あるんですけども、この図面の黒丸が非農家、赤丸が農家っていうのはこれは、どういうふうに、調べてというか、始まる時にというか、令和5年の時に農家だったよ非農家だったよっていうことで、黒丸を付けているのかちょっとそれをお伺ひします。

鎌田上下水道主査

まず最初の委託業務に関しまして御質問ですけども、委託に関しては、道営事業からのお金ではなく、町の支出からなっている管理となります。

次の非農家、農家なんですけど、これは道営事業が開始したときの部分で、今記載されますので、これからちょっと変わってる部分は、あるかと思ひます。そのときは随時聞き取り調査をしながら、そのときの料金の体系に合った形で考えております。以上です。

齋賀委員

最終的に、もう1回確認するということが分かったんですけども、外部委託の中に書いてある令和6年度料金案の検討、提案ですね。これは、何回ぐらいこの地区の人っていうか利用者と懇談をして、最終的な料金これにしますっていうのは、提案されるんですか。

宮下上下水道係長

はい、お答えします。

料金のシミュレーションっていうのは、まず、財政的なもので財政分析、財政経営、あと、その後のシミュレーションを行って、それである程度固まったやつを基に、懇談会っていうのを、一応3回ほど考えてはいるんですけど、数字的なものっていうのは、いいところ決まってるっていうとおかしいんですけど、その根拠を基に御説明にあがるっていう形で、多くて3回で、1回2回ぐらいになるのかなと思ひております。一応、周りの各組合の料金等も全部算出して、大体どれぐらい使って、どれぐらいの費用負担になればいいのかっていう部分も含めた形の委託業務になります。

齋賀委員

当初なんか料金決めるときは、代表の人に集まってもらって決めようかなっていう話もあったんですよね。だけど、今聞いてると、大体、料金が決まっていますよと、3回ぐらいで決めちゃいそうなので、その利用者に集まってもらって、シミュレーションした料金でどうですかっていうことに、それぞれ、問寒別、上幌延地区全員を集まってもらって、令和9年度に決定しますよということによろしいですか。

宮下上下水道係長

住民をどれぐらいどういうふうに集めるかというのは、まだ検討段階でいますんで、また、委託業務を発注してっていう形で、徐々に進めてまいりたいと考えてます。

決まったらまた御報告という形で進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

齋賀委員

委託業務っていうのは、料金を決める委託業務なんですか。それとも、シミュレーションを出す委託業務なんですか。

宮下上下水道係長

シミュレーションして、どれぐらいの料金が一番妥当かっていう形で、料金を設定するという、いろんなパターンを作りながら、そのシミュレーションも行うっていう形です。

齋賀委員

それを委託するんですか。

宮下上下水道係長

はい、そのとおりです。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

植村委員

これ、基本的には、町の農業水道ということですから、移管された後は、問寒別も上幌延・開進地区もうほかのところも下沼地区だとかいろいろあると思うんですけど、同じ水道料金という想定でよろしいでしょうか。

鎌田上下水道主査

今は、町全体で同じ農業用の水道の料金として考えております。

植村委員

確認なんですけども、上幌延開進の水道業務委託は、今現在、利用組合で行われているのは、令和7年に1年前倒しで業務委託に任せてしまうという計画になっているということで確認ですけどもそれでいいのでしょうか。

鎌田上下水道主査

上幌延開進地区に関しましては、令和7年度、上幌延利用組合さんと次に委託する業者と一緒に聞き取りをしながら、委託業者と管理の仕方を学ぶというか、あそこでもいろいろ、こういうふうにやってたよとかそういうのを、上幌延の組合の方と議員から御教示いただいて、一年一緒にやっていくっていう考えでおります。

植村委員

作業を管理というのは分かるんですけども、料金徴収だとか等々というの、まだ、7年度は、組合員が責任を持ってやらなきゃならないということなんですか。

鎌田上下水道主査

料金の取扱いについては、令和7年度までは、組合さんで料金を徴収していただいていた感じになります。令和8年の4月に料金が決まりましたら、それ以降、切り替わったところから、簡水の料金をいただくという形になります。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、上幌延開進地区及び間寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画についての件は以上とします。

続いて、町道3条仲通線下水道管路改修工事についての説明をお願いいたします。

宮下上下水道係長

それでは、3条仲通線下水道管路改修工事について説明させていただきます。

工事内容としましては、汚水管の変形が浸透していることが確認され、今後、破損等の可能性が高いことから、社会資本整備総合交付金を使い、深い位置にある既設管を管理しやすい浅い位置に設置する工事となっており、上流でポンプ所を設置し、開削を行い、浅い位置で圧送管を134メートルと圧送管と同じ深さの雑排水を流すサービス管は113メートル設置する工事のほか、推進工法で下水道管は設置を約35メートル行う工事となっております。

入札1回目は、起工決定が4月に行われたことで、4月の単価を使い、工事設計額を9958万4千円とし、近隣の入札参加資格のある稚内市、豊富町、幌延町、中川町、天塩町に会社がある5社を指名し、令和5年5月15日に入札を執行した結果、指名した5社全部の辞退届が提出されたことにより、入札不調となりました。

辞退理由としては、技術員、作業員の確保が困難が1社、作業員、運転手、下請業者の確保が困難が1社、あと都合により、3社でした。

2回目の入札は、5月の単価を使用して工事設計額を9,966万円とし、入札参加者の参加資格のある旭川市2社、稚内市、豊富町、留萌市に会社がある5社をそれぞれ指名し、令和5年5月31日に入札を執行した結果、指名した5社全部の辞退届が提出されたことにより、入札不調となりました。辞退理由として、技術員の配置が困難が1社、都合によりが4社でした。

1回目も2回目も都合によりという辞退理由を確認したところ、作業員の確保が難しい、人がいないということでした。3回目の設計内容を電気・機械、開削工、推進工と工種ごとに分け発注を検討しましたが、設計図面等の変更が時間がかかるのと費用が掛かり、土木工事の場合、発注時期が8月下旬頃になり、完成見込みが1月下旬頃と予想され、冬季施工は、施工環境も悪く、時間も掛かり、また工種ごとに発注した場合、責任の所在が明確にならない可能性もあり、時間と費用を掛け、再度設計を行って、入札を行っても、また辞退届が提出された場合、再設計費用が無駄になるということと、起債を充当しており、

繰越しはできないことから、今年度の入札を断念し、令和6年度、早期に改めて入札を実施したいと考えております。

今後も生活に欠かせない下水道事業を経営をしていくために、委員皆様の御理解のほどよろしくお願いいたします。私からの説明は以上とさせていただきます。

高橋秀之委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

深澤委員

おおまかな説明はあったんですけど、私、素人目で見たら、この都合というのが、人がいないっていう程度の都合なのか、入札の予定価格が安過ぎるのか。人件費の高騰だとか物価高で、資材が高騰して、この金額で折り合わないから、都合辞退したっていう理由にはならないのか、その辺どうですか。

宮下上下水道係長

はい、お答えします。

電話でいろいろ話を聞かせてもらったんですけど、やっぱり人がいないということで、金額のことについては、特に、話は出てこなかったというのは現状です。

深澤委員

これ来年度も入札やっても同じことが起こりえないんですか。どうですかその辺。

角山産業建設課長

令和5年度が一番大きな原因は、先ほど宮下から説明したとおり、人の問題です。

工事発注については、春先に大多数のものが出るので、それでいくと今回の5月の発注が時期的には遅かったんじゃないかというのが反省点ですので、早期発注、これが、来年度、入札執行するためのこちらとしての対策と考えております。

深澤委員

この案件だけでは、今、全道各地、いろんな部署で、日本全国で人が足りない。物価高騰で、事業がうまくいかないっていうのは、全国的に広まってんだよね。だから、今回不調となって、来年度のおおよその予算額が決まってるんだから、1日でも早い入札行為をやって、そうしなかったら業者も集まらないと思うんだよね。その辺いかがでしょう。

角山産業建設課長

来年度の予算の中に、建設工事上げていくんですけども、予算が通った時点で、より早く、発注できるように考えていかなきゃいけないなと思っております。また、人繰りっていうのが、どこも大変という部分であったり、2024年問題であったり、建設工事に関しては、土曜日曜の休業という部分も、今、世の中の流れで出てきていますので、そういったものも踏まえて、発注であったり、工期の設定というものは、これからちょっといろいろと考えて工夫していかなきゃいけないのかなというふうに担当課としては思っています。

西澤委員

確認なんですけど、宮下係長からの説明の中で、起債を活用してるので繰越しができないという話でありました。

ほかにも、記憶違いだったら申し訳ないんですけど、総合体育館の耐震化で工事を繰越してなんかやっていたという記憶もあるんですが、これは、規則なんでしょうけども、その辺の説明をもう少し詳しくお願いできますか。

角山産業建設課長

本事業については、令和5年度で起債充当するという計画を出しているので、繰り越せないという説明の内容で理解いただければと思います。

植村委員

これ、6年度早期に発注するということですが、今回のこれ見ると、1回目の予定工事金額、2回目の金額と上がってくるということなんで当然、年またいで、次の年にまた改めて算定していくと、またこれに何%か付加されるということになりうると思うんですけど、それでいいですか。

角山産業建設課長

設計の基となる単価というものは、物価であったり人件費であったり、こういった物を加味して計算されているので、今回の工事に関しても、1か月遅れた再設計した中での金額が上がっていているというようなことも起きますので、今の世の中の状況からいけば、上がっていく、下がる要素があまりないというのが現況です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

工事が推進工っていう形なので、特殊な工法でやる感じで、業者がなかなかいないと思うんですけども、これオープンでやったら、大分、金額的に上がるのかその辺と、工事の変更を掛けて、推進工から、オープンでできないのかその辺いかがなんでしょうか。これの査定は、金額、工事単価はどうなっていきますか

宮下上下水道係長

お答えします。

前の年にどういった工法がいいかっていう検討業務の中で、お金の面も全部考えた結果、推進工が一番いいという形と、あと軟弱地盤ということで解釈することによって、ほかの所が地盤沈下するおそれが高いということから、推進工法を選択し、設計をしております。

無量谷委員

この3号線の上の方は、オープンで改良したような感じなんですけども、やはり、下のこういうところは泥炭地なのか、あるいは、これ排水路っていうか推進工でも道路の真ん中なり何なりしていけば、意外と建物には影響ないのかなと見てるんですけども、その辺、オープンでできないのか。それで工事単価が安くなれば、オープンだと地元の業者はできるのかなって感じがするんですけども、その辺、いかがですか。

宮下上下水道係長

はい、お答えします。

今現状3条仲通については、約3メートル4メートル近い所に、本管を埋設しているところ、そこの深い位置でちょっとしたへこみとかたるみとかっていうのを発生しておりまして、それを、浅い位置の方に埋め戻すっていう形で、上流から自然流下で流

れてきたやつをポンプアップして、埋設になっており、それから、落とした汚水に関しましては、また自然流下で施設まで運ぶという形になっておりますので。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません。」の声あり)

ないようですので、町道3条仲通線下水道管路改修工事についての件は、以上とします。ここで13時まで休憩します。

(11時38分 休憩)

(13時00分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

調査事項(4)教育委員会所管「幌延町小中一貫教育の進捗状況について」の説明をお願いいたします。

伊藤教育委員会教育次長

お時間を取っていただきありがとうございます。

現在、基本構想策定業務を進めているところでして、設計の方から素案が上がってまいりましたので、本日、概要を御説明させていただき、次回までに御意見をいただければということで今回概要ということで、御説明をさせていただければと思っております。

お手元に配付しております構想案というのを見ていただければと思います。

1ページから6ページまでが、基本方針を記載しております。小中学校の現況を1ページの方に書いてございます。こちらは間寒別地区を除く幌延地区の児童生徒数の現況ということになっております。

一覧表の方を見ていただければと思うんですが、昭和35年の1,659人をピークに、減少に転じておまして、令和5年度の4月1日の数字ですけれども、147名ということでございます。その下に予測推計ということで、住民基本台帳をもとに算出した今後の推計値でございます。こちらの方を見ていただきますと、やはり減少傾向は続くという推計となっており、令和10年、1番最後の所では、幌小幌中合わせて120名というような推計値が出ております。

2番目で基本的な考え方ということで、記載してございます。

3ページ進んでいただきまして、4小中一貫教育の導入が求められる背景ということで、こちらの方には小中一貫教育導入が求められる背景ということで、6項目を載せてございます。6ページまでが基本方針ということで、最後には学校教育それから特色ある学校づくりというようなところ、記載が載ってきて、これで基本方針の方をまとめております。

8ページからが基本構想ということでございまして、1点目で小中一貫校の教育というようなところで、記載をしていて、小中一貫とはというようなところの記載が、この辺から載ってきまして、9ページで教育理念ということで、現在の町の教育目標であります自立、尊重、協働を掲げ、心と学ぶ力を育む教育の実現というようなところが、教育理念ということで、これを基に幌延の教育の充実を図っていくというようなところを基本構想の前段で述べているところでございます。

12ページの方には、学校概要ということで、現在の学校の姿と小中一貫校になった場合の学校の姿というような対比も載せながら、記載しているところです。現在、管理職につきましては、小学校、中学校それぞれ校長、教頭1名ずつというような配置で、それぞれ別の校舎でやっているところです。これが小中一貫になりますと、うちの場合、義務教育学校選択しないということで、今の小学校、中学校そのままいきたいというようなことで、計画を立てたいと思っておりますので、その方向でいきますと、新しい学校ができる時の120名程度の児童生徒数でいくと、今の教室数と変わらないという形になりますので、現在の小学校6学級、それから中学校3学級がそのまま新しい校舎になっても同じということで、教職員の数については、現在、定数で22名という形になっておりますので、こちらの方、同じ人数となっております。これ特別支援学級の数を含めていない数になっております。特別支援学級の数が下の方に出ていますけれども、現在が、小学校2学級、中学校2学級でそれぞれ配置が2名、小学校が2名中学校3名となっておりますが、開校時には教室の数は、小中ともに3学級を確保したいなということで、もし特別支援学級ができた場合の可能教室数が三つが想定されます。障がい者数でいくと、三つぐらいが想定されますので、それぞれ3学級を配置はしますけれども、室数はそこに入れますが、今の段階での見込みは、その当時、特別支援学級の児童生徒が存在しないような想定の中で、この計画では載せておりますので、今のところの定数で22名がそのまま新しい学校になっていくというようなことで、構想の中では想定しているところです。

13ページには、教育課程編成の基本的な考え方ということで、現在、基本構想の中では、6、3制でいくというようなところの中で、今と変わってくるところが、下段の方に、教科の指導形態というようなところが載ってるかと思うんですけども、このところで小学校は今現在、6年生まで学級担任制でやっておりますが、小中一貫校になると5、6年生で一部教科担任制を敷けるというような部分も出てくるので、この部分が大きく変わってくるかなというところがございます。中学校は、もともと、教科担任制ということで、ここは変わらないんですけども、この小学校の5、6年生の部分が大きく変わってくるかなというように記載をしているところです。

あと、その下の方に、部活動というようなところも載っております、5、6年生から部活動に参加もできるようになっていくのかなということで、この辺を基本構想の中で、一般的な小中一貫校の構想の中ですとこの辺が入ってくるというようなことで載せているところです。

あと、特色ある教育、1番最後のところ、ふるさと教育っていうところが、小中一貫校になると、かなりウエイトを占めてきますので、幌延についての体験を今以上に濃くしていくというようなところが、小中一貫になると打ち出して行って、その部分も特色の一つという形で、今よりももっと幌延教育を重点的にやっていくような形になろうかということで、基本構想の中に載せてございます。

14ページからは、小中一貫校の基本整備方針ということで施設の一体型か隣接型かというこの辺の説明を基本構想の中で記載しているところです。

16ページ、17ページが、9年間の学びと生活をつなげる環境づくりでございますけれども、17ページにかけて、学校施設を造っていく上で、ポイントとなってくる

をこれらの取組を基本設計に盛り込んでいくというところが、新しい学校づくりのポイントとなってくるということで、載せてございます。まず、教職員の働きやすい施設環境づくりというのが大事になってくるかなということでございます。それから児童生徒、地域住民の交流を推進できる施設環境づくり、それから、児童生徒、地域住民の安心安全を確保できる環境づくりということで、避難場ですとか、あと、耐震はもちろんですけども、セキュリティー面ですとかその辺が盛り込まれていくことかなというところで載せてございます。

dではカーボンニュートラルということで、地球温暖化対策っていうのが盛り込むべき事項になってくるかなということで経費等もありますので、できるだけコンパクトな校舎で、エネルギー消費を削減できるような省エネ、再生可能エネルギーの採用などについて盛り込んでいくような形になるかと思えます。あとはできるだけ木のぬくもりというものも大事だということで視察等で、いろいろと勉強させていただいてますので、使える木質を感じれるような校舎づくりっていうのが大事になってくるかなということでございます。

17ページの方では、機能性ですとか、防犯面、その地域の児童クラブですとか、その辺を盛り込んでいって施設の複合化等がうちの町ではどのようなものが可能かというようなどころも取り込みながら、やっていくっていうところが施設を建てる上で大事だというところが、この辺に記載されているところです。

18ページからは、学校規模ということで載せてございまして、補助金を活用する上でこの学級規模だったら、上限これぐらいの広さが必要だっていうようなところの上限を算定した面積がこちらになっております。

基本構想の方に載っているのが、小学校でいきますと普通学級6学級それから特別支援学級3学級を算定基準の表にはめ込んでいくとで、校舎と屋体合わせて4,518平方メートルというようなどころの数字が出てきまして、これが文科省で定めている校舎の必要面積という形になります。

それから中学校も予定している普通学級3学級それから特別支援学級3学級で算定すると、4,280こちらの方、屋体、それから武道場も含めて4,286.6というようなことで、面積が載ってまして、小学校中学校一体型の校舎にしますと、これが合わさった形で上限が9,255.3平方メートルというようなことで算定上はこのような形に上限が設定されるという形になります。

この中で、教室の必要な室数を定めていく、この範囲内で必要な部屋とかを定めていく形になろうかと思えます。

それから23ページから26ページが必要諸室整備というようなどころでございまして、こちらの方、基本的な教室の室数という形の想定されている室数をあらわしております。普通教室は先ほどから申してますとおり、小学校6、それから特別支援学級3で設定しております。中学校は普通学級3、特別支援学級3というようなどころで想定しております。

通級指導教室って書いてますけども、こちらの方、少人数指導とか、実際、学校ではやってるんですけども、数学とか不得意な子と得意な子っていうところの中で、ちょっと、一緒にじゃなくて、ちょっと小人数でやりましょうというようなどころの教室もちょっと、この基本構想の中では、設定して1.5というようなどころで算定しているということでご

ざいます。これらを含めて、普通教室という形で記載されております。特別教室の方は、それぞれ必要な室数を載せているところですが、こちらの方も実際に現場の方で、どうなのかというところも加味しながら、今後検討していく形になろうと思っておりますが、これが基本の室数になろうかと思っております。

視察の中でも、やはり理科室は、小中学校それぞれ一つずつの方がいいだろうということで、各学校小中一つずつというところが多いのかなというところとか、音楽室は一つだというところも加味しながら、この設定を基本構想の中ではしているところではあります。

24ページからは、それ以外の教室のところ、こちらの方は文科省の方の示している運用細則から想定される部屋を視察してきたところも加味しながら、多目的教室というのは、こういうものですよとか、ランチルームはこういうものですよという部分とか、あと共通共用部分の設定、こういうことが考えられますねという部分、細かく記載されているところではあります。

25ページは、管理系の施設ということで校長室ですとか職員室ですとか、事務室のレイアウト、今こういうことを検討しなきゃいけないという部分、細かく記載されているところではあります。

26ページが、防災施設の関係ですとかカーボンニュートラルの関係ですとか、この辺を検討しながら、基本設計の方に反映させていくというところで今、皆さんからの意見をいただきながら、細かく設定していくような形になろうかと思っております。

1番最後のところに、空調設備というところも載っております。近年、気候変動等に伴いまして、夏の暑さというところの対策も新しい施設では必要になってくるかなということで盛り込んでいるという形になります。

それから27ページからが、給食センターの関係になっています。

検討部会の方でも懸案事項になってますけれども、給食センターにつきましても、平成元年度建築ということで、既にもう35年以上たっております。平成22年度に、中の機械、厨房設備をオール電化に変更していきまして、オール電化に変更してから、もう10年以上経っているということで、部分的な改修はしてきてはいますが、皆さんも御承知だと思いますけど、機械ですので、耐用年数もございまして、あとその部品の製造がなくなるところもありますので、大型の厨房機器については、もう更新の時期を迎えているところではあります。

施設的にも修繕しながら来てはいますが、もう35年過ぎてますというところもありますので、その辺の給食センターをどうするかというところも、今、検討しているところなので、この辺も基本構想に載せていく形になろうかと思っておりますので、今、記載しているところではあります。

33ページから建設形態ということで、実際にどこに校舎をというところの検討も、進めているところですが、基本的に、今ある幌延小学校と幌延中学校のところを考えた場合、AからCまでという案が載っておりますが、建設形態の比較表ということで載せております。

中学校を改修して増築するようなパターンがA案、小学校を改修し増築するようなパタ

ーンがB案という形になっています。A案B案ともう一つC案というのが、既存の校舎を活用しないで、校舎を新築する案ということで、基本構想の中では3案、ABCの3案を対比した表が33ページの表となっています。

かねてから御説明させていただいておりますけれども、中学校につきましては、一部、土砂災害の区域に入っているというような部分とかを比較したものが33ページの方に載せているところです。総合的に比較していきますと既存の校舎を改修して増築っていうところよりは、校舎を新築するっていうような部分が得策ではないかというようなところで、比較の結果がこちらのほうに書いてあるというところになります。

36ページに市街地図が載っておりますけれども、建設予定地というようなことで記載されております。基本構想の案の中では、こちらの方に記載されているとおり、先ほど校舎の上限の面積数も出ておりましたけれども、小中同じ校舎になりますと9,200というような平米数が出てきておりますので、それらが建てれるような敷地というようなことを検討していきますと、今現在建っている中学校の敷地か小学校の敷地かというようなところになるかなど。あと、ほかの所についてということになると、町の中には、ちょっと造る場所がないかなっていうところがページから読み取れるかなというところでございまして、基本構想の中ではこのような候補地A候補地Bの結果ということで比較表を載せさせていただいております。

37ページには建設予定地のダイアグラムということで、比較表を載せてございます。36ページで、幌中の方は、ちょっと狭いということと一部その土砂災害地域に入っているというようなことから、基本構想のこちらの案の中では、幌小の方が好ましいのではないかなというようなパターンが載っております。

更に、幌小の土地を活用した場合の比較表ということで、ABCという対比を載せてございます。今の校舎よりも相当大きくなりますので、どこまで大きくなるかっていうところもありますけれども、ここの中で収まるようなレイアウトっていうところを検討するようなことで基本構想の中では記載しているところです。

ダイアグラムAにつきましては、グラウンドに新施設を整備してから、既存施設を解体し、既存施設跡にグラウンドを整備するパターンです。ダイアグラムのBとしましては、グラウンドに仮校舎と仮の給食センターを設置し、既存施設を解体して、既存施設の跡に新施設を整備するというようなパターン、それから、Cでは、校地向いとここでは表現してありますが、別敷地に仮校舎とか給食センターを設置してから既存施設を解体し既存施設跡に新施設を整備するというようなこの3パターンをこの基本構想の中では載せているところです。

38ページに、そのパターンを分かりやすくしたものが載っております。このようなパターンを基本構想の中では想定しているところです。

これらが決まってくると、40ページにある概算事業費の表、今、何も数字が入っていませんけれども、こちらの方が、基本構想の中で概算の金額が出てきまして、これらを基に基本設計の概算の金額がはじかれてきます。

基本設計については、かねてから申し上げますけれども、プロポーザル形式でということなので、予算の範囲の中で、レイアウトとかデザインが何パターンか提案された中

で、どのパターンを採用するかというようなところ、基本となるような数字が、基本構想の中の40ページの方に最終的に載ってきます。今、全く算定できるような状況でありませんので、この素案の中では、ちょっと示されていないというところです。

それから最後、41ページが、建設スケジュールというようなところも、基本構想の中には載ってきます。今41ページ載っているのは、先ほど御説明したダイアグラムのAパターンのものでしか載ってきてませんけれども、最終的にどの構想でいっていかってというようなところで決まったものが、このスケジュールに乗ってくるかなど。ちなみに、この3パターンでいきますと、今、乗ってんのがAパターンですけども、全部が1番は早く終わるのは、Cパターンっていうか、敷地以外に仮校舎と仮の給食センターを造って、今の施設を壊して、今のスペースの中で、体育館とか全部収めてグラウンドを全くいじらないというCが1番、全部が完成するパターンになります。

校舎だけ先についていうパターンで1番早いのがAパターンという形で、Bにしてしまうと校舎の開設も遅くなるし、全体的な流れも遅くなる。スケジュール的にはですね。そのようなことが、今、この素案の中で示されているというようなところがございます。

中身的にまだまだ修正し、決めていかなきゃいけないところとかもあるものですから、今日、拙い説明ですけども説明させていただいて、皆さんからも、こういうのを盛り込んだらとか、その辺も、どんどん言っていただいて、盛り込めるものは基本構想の方、盛り込み、必要なものは訂正していった最終的なものを、2月末の完成目指して、基本構想を練っていきたいと思いますので、皆様からの御意見をよろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ちょっと質疑に入る前に少し聞きたいんですけど。

策定の期限が2月末までって言いましたよね。それで、議会側がここ直してほしいとか、ここはちょっと違うんじゃないとか、そういうのを言える時期って1月の末までなのか。1月の中までなのか、その辺の時期的なものってどう考えているのか。

要するに、直してほしいとか意見を付け足してほしいって言える時期ってあると思うんですけど、それをちょっと教えてほしいんですけど。

伊藤教育委員会教育次長

1月いっぱいぐらいで、いただければなと思うんですが。

高橋秀之委員長

分かりました。

今説明を受けて、この案について、ここでああだ、こうだって多分浮かんでこないと思うんで、議会としては、1月中旬から下旬にかけて、この件についての説明会をもう1回開かせていただきたいなと思うんで、それを頭に入れながら、今説明を受けたものについて、何か質疑があれば、してもらって結構です。1回もう1回設けるっていうことを頭に入れて。

西澤委員

私どもも議会として、小中一貫校2校を視察してきました。

青木教育長が前に言っていたかと思うんですけども、小中一貫校は義務教育学校と施設一体型の学校がありますと。

義務教育学校は、先生方の確保といいますか、小中の免許を持っていないといけないので、なかなか宗谷管内では先生もそろいづらいという話もありました。

そこは、安平の学校にも聞いたところによると、安平も全部がそうになっていませんと、そこは、認められていますという話だったので、1点確認したいのは、幌延町の小中一貫を義務教育学校が将来目指すべき姿なのか、そうではなくて、小中一貫校でも、施設一体型でやっていくのが、今の基本構想が目指すべき姿なのか。何が言いたいかという、義務教育学校が最終的に目指す姿であれば、小中一貫校というのは、幌延町の統廃合ぐらい、うちの町の教育の変革だと思っているので、目指すべき姿が義務教育学校であれば、時間を掛けてでも、義務教育学校を、今から、基本構想としてやっていくべきなのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがお考えですか。

青木教育長

どうもありがとうございます。

何度も義務教育学校にするのか、それとも小中一貫でいくのかということで小中部会の方ですね、そちらでもお話ししましたし、あと教育委員会の事務局の方、あるいは、理事者とですね、いろいろ話を続けさせていただきました。

その中でどちらもメリット、デメリットはあるんですけども、私たちの考えの中でですね1番大切にしたいのが、小中学校の免許とかそういうのは、手段としてっていうか、なんですけども、基になっているのは、幌延小学校・幌延中学校・問寒別もそうですけれども伝統と歴史、それを、これからも将来的にですね、受け継いでいきたいということである。そのあと、そのことを考えると、小中一貫、施設一体型がいいんじゃないか。というのは、義務教育学校に変えると4月1日時点でですね、全部変えなきゃなんないですね、校章とか校歌とか、その辺も全て変えなければなりませんので、そこで、今まで脈々と伝えられてきた伝統と歴史っていうのが終わってしまうと、それは、教育委員会として、私自身もそうなんですけども、それはやりたくないなということですので、今までの幌延小学校・幌延中学校、また、統合された学校の思いですね、それを、これからも引き継いでいくために、小中一貫、こちらの方を選ばせていただきました。

西澤委員

安平と雨竜を觀さしていただいて、義務教育学校の良さ、委員会が4年生から小学始まるので、委員会活動が、中学生と小学校4年生以上でやっていた姿を見たときに、すごく良い光景だなと思った一方で、中学生が小学校4年生までいるところで合わず委員会活動というのはやっぱり中学生の力が、配慮はするんだろうけど、なかなか発揮できない部分も出てくるのかなと、確かに、メリット、デメリット、それを見たときでさえ感じたので、小中一体型、施設一体型にしたとき、何年か後に、義務教育学校を目指すとなったときに、現在入ってる子供たちが、その施設の中で、義務教育学校に変わるなんていうことは、さらに混乱することなので、そこがない。ちゃんと、きちんとした説明があれば、いいかなというふうに思って今、教育長に説明して今聞いたところですよ。

あと1点、今、委員長から言われたので、基本構想の案、これをじっくり読んで、次の機会に質問させていただきたいとは思いますが、例えば、3ページの(2)の学級編制基準なんかを見ると、一つ分からないことがあって(1)の学校規模の(通常学級

数) っていうところは、どんな意味合いがあるのか、なぜこの質問するかというと、(2) の編制基準に、問寒別地区にも学校があつて、この文章を読むと、問寒別地区の学校への配慮がないように感じるので、この文言だと。という思いをちょっとしたので、この辺の文言が、通常学級数に関係しているのであれば、別ですけど、あまりにも、問寒別はこのような学級編制でやっているにもかかわらず、全て否定してるようなふうには受け止められないところがあるので、その辺は配慮が必要かなというふうに思います。

青木教育長

どうもありがとうございます。

大切な指摘だと思しますので、まだ、本当に素案の段階ですので、今、委員の言われたとおりですね、文言に対しても、誤解のないように、町民の方にもですね、公表していきますので、その辺また、1月いっぱいまでですね、御意見受け付けますので、またそういう場も設けたいと思しますので、今の西澤委員が言われたようなことを、また変えていきたいと思しますので、ご意見をいっぱいいただけたらなと思します。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

齋賀委員

今、教育長さんから、町民の方にも公表していきます、意見をもらえますということなんですけど、年末年始の中で、パブリックコメントか何かをやって町民に公表して意見を求めるのか。それを伺いたいのが一点と。

あと、先生方の住宅はどうなんですか。先生方の住宅もどこか1か所のまとめて造ろうという考えなのか、それとも、今あるところを使ってもらって、新しい学校に通勤してもらうのが二つ目。

3点目は、図書室も地域の方々に開放して使ってもらいたいなという考えの説明だったと思うんですけど、今ある学習センターの図書室は、ゆくゆくは、縮小して、学校の方の一般開放する図書館を充実させていこうというお考えがこの案なのかお伺いしたい。

最後にもう1点は2月まで決めますよというときに、どういう形で決まるんですか。こういうまちづくり常任委員会で、こういうふうにありましたって、今日からこの案を取りますって言うのかそれとも3月の定例会にかけて、議員皆さんの議決をいただきたいです、議決いただいたならば、次の段階に進んでいきたいですっていうふうになっていくのかどうなのかを伺ます。

伊藤教育委員会教育次長

住宅の関係につきましては、小学校の方についてということになりますと、住宅も小学校の方に建てるような形になろうかと思します。中学校の所に校長先生と教頭先生の住宅もありますので、あそこにあつても、学校が移ると、移ってこなきゃいけないということで、その辺の建て替えも検討しながら、この事業とは、別になりますけれども、その辺も入ってくるかなと思っております。

中学校の所の住宅については、もう、先生方の住宅じゃなくなるかなというところでございます。

それから、図書室につきましてはですけども、今でも地域についてというような部分の要望も

出ていたところだったんですけれども、今の施設のセキュリティーの体制ですとか、その辺を考えると、現在は、地域に開放してないんですけれども、この新しい施設になったら学校図書の方も地域に開放したいなっていうところと、あと、問寒別学習センター、それから幌延の学習センターとも連携して、どちらからでも借りれるようなシステムづくりっていうのも必要なということで、学習センターの図書室をなくすとかっていうことは今、今のところ想定していません。両方とも、学校は学校の図書ということでやっていければなど。それと、一般開放もしていきたいというようなことで考えてございます。

基本構想の決定については、委員会の所管になりますので、最終的なものは教育委員会議にかけまして、教育委員会議で決定という形になろうかと思えます。

皆さんからの意見を取り入れながら、いいものを作らせていただいて、基本構想の決定というのは、教育委員会議の方で、決めていきたいと考えてございます。

青木教育長

1番最初に質問いただいた公表パブコメですけれども、そちらの方をですねちょっとお時間いただいてですね、どちらにするか、公表のためにですねパブコメを採るか、それとも、住民説明会にするのか、その辺もですね今後考えていきたい。ただ1月末までっていうことで、議員さんとか、あと委員さん、あと、保護者とかですね子供たちの意見もいろいろ取り入れなきゃなりませんので、ちょっと1月いっぱい、時間掛かりますけども、ない時間ですけども、そのような形で、ちょっと検討させていただければなど思っております。

齋賀委員

この素案は、教育委員会の方で決めるという話だったんですけど、やっぱりみんなから意見が出て、キャッチボールだと思うんですね。やっぱり何回もしないといけないのに、最終的に、こう決まりましたっちゃうのは、教育委員会の教育委員会議の中で、決まってしまうっていうものなのかどうかちょっと私も分からないけども、でも今はもう、出た意見は教育委員会の中でまとめて教育委員会を決めちゃいますよってことなんですね。

伊藤教育委員会教育次長

最終的なものですよ。

最終的なものは、委員会になるかなと思うんですけども、それまでの協議はいろいろさせていただきですけども、最終的には教育委員会最終的なまとまったものについては、はい、委員会の決定だという認識しております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

今説明あったんですけども、やっぱり町民に対する開放感っていうか、それが、なかなか見えてこないっていうか、町民と一緒に学べるような施設っていう感じがなかなか見えてこないんですけども、地域に貢献できるような施策っていうものも、もう少しあってもいいかなという感じがするんですけども、強いて言えば、今現在、陶芸が小学校に使わせてもらってるんですけども、これらの開放っていうか、それは、現在、夏休みや春休み、冬休み、その間、休みの期間中は使用出来ないというような形になっているんですけども、

1番、土日だとか子供と親が一緒になって活動したいっていう意見もあるんですけども、なかなかそういう制約された中の、今の現在で、これからの新しい学校としてはそういうことも、今、視察行った段階では開放されてるような形なんですけど、ある程度そういうのがちょっと見えてこないのかな。

だから、どこまで町民と一緒にあって学校を育てていくかっていう部分がちょっと欠けてるのかなって感じがするんですけど、その辺の見直しっていうかその辺の考えはどうなってるんですか。

伊藤教育委員会教育次長

すみません。説明が不足しました。

32ページに、地域に開かれた学校施設ということで、この中で地域のコミュニティーということで、地域の人たちのサークル活動室ですとか、その辺の整備もしていきたいということも含まれています。それと児童クラブは生涯学習センターでやっておりますけども児童クラブの方とも、協議をさせていただいて、児童クラブが活動できるようなスペースを学習センターから学校に移設できればというようなところも盛り込んでいければと考えております。

それから、土日の開放なんですけれども、先ほども申しましたけれども、今、セキュリティーの関係で学校は、土日というか長期休業、学校の先生方がいないときですとか、その辺は条例とか規則で開放できないような形でうたっております。

新しい施設になりましたら、セキュリティー等もしっかりできますので、土日の開放ですとか、長期休業中も一部開放できる施設を造って、地域の方々にもどんどん使っていただけるような施設造りっていうのが、基本構想の中でも盛り込んでいければなっていうところは考えているところです。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、幌延町小中一貫教育の進捗状況についての意見は以上とします。

次に、幌延町立学校の長期休業期間の改正についての説明をお願いします。

青木教育長

私の方から、来年度からの長期休業の取扱いについて御説明いたします。

先日、報道にもあったとおりですね11月22日の北海道教育委員会で、来年度の長期休業の期間について話し合わせ、道立学校及び特別支援学校の夏季、冬季の長期休業の期間ですけれども、現行50日間以内としていたものを、長期休業、夏季冬季両方で56日以内とすることに決定しました。6日延長ということです。

理由として、今年の夏の猛暑を受けた措置であってですね、6日間の根拠は、北海道と同様に学校管理規則で、総休業日数決めている36都府県の中で一番多かったのが56日以内ということから、56ということで決めたようです。

これを受けてですけれども、幌延町立学校管理規則においてもですね、これまで、道教委の通知に準じて長期休業の日数を決めており、現行の規則ですけれども、第32条の休業日において、夏季休業日を7月10日から8月31日までの間において、引き続き、2

5日以内、冬季休業日は、12月10日から翌年1月31までの間において、25日以内としていました。

今回の改正を受けてですけれども、今後は、幌延町の教育委員会あるいは校長会、教頭会において、各学校の意見、地域の実態等を踏まえながら、協議していくこととしたいと思っております。

また、各学校において、熱中症アラートですね発令された際に、臨時休校等検討することの内容を盛り込んだ危機管理マニュアルですね、これについても作成し、迅速に対応できるようにしていきたいと思っております。以上です。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

深澤委員

1点だけ、休業日ってということなんですけど、これ児童生徒の休業日なのか、教職員の場合はどうなのか、その辺ちょっとお伺いします。

青木教育長

今おっしゃった児童生徒のことです。56日以内。

先生方は、56日以内となってもですね、勤務と。学校閉庁日も勤務となっておりますので、もし休む場合は年休を取ってということになっております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(深澤委員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません。」の声あり)

ないようですので、幌延町立学校の長期休業期間の改正についての件は以上とします。調査事項は以上となります。

次に、3のその他ですが、皆さん何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないということなので、以上で第13回まちづくり常任委員会を終了します。

(13時57分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員 長 高橋 秀之

以上、記録する。

事務局次長 藤田 秀紀